

平成30年度 第12回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成31年3月8日(金) 午後1時30分から午後2時55分

2 開催場所 倉吉交流プラザ 2階 第1研修室

3 出席委員 (24人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員
8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員
11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員
14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員
17番 原田明宏 委員	19番 吉村年明 委員	

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (3人)

2番 徳田和幸 委員 4番 松本幸男 委員 18番 山本淑恵 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第77号 農用地利用集積計画の決定について

議案第78号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第79号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第80号 農用地利用配分計画について

議案第81号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

耕作していた。自分はここに婿養子として来たんで、前からここを借りて、かなり長い期間耕作しておりますということにして、1年間3,700円で耕作してるけれど、〇〇いくつでしたんで、自分もそろそろ耕作が困難になって、農業をやめたいと。地主さんに、これで農業をやめたいから、要するに、他の土地ですね。〇〇〇〇〇って書いてありますけど、鉄道を挟んだ向かい側でしょうか。その部分を譲ってもらえんかというのを相談がありまして、他の所有者で農地を返却した場合、気持ちとして金額を受領した経緯もあるというような話でした。で、所有者に相談したけど返事を待っていますと。所有者からはまだ回答を貰えないというようなことで、農業委員としてこういう件について話し合いを持っていただけませんかということでした。農業委員会としては、口頭ですけども、一応、賃貸借で、いわゆる転用で、所有者がおりますけども、事業に引っかかるだとか売却して宅地に転用したいというような、そんな話があって手放すという時に、耕作してるものに対する補償というものはあり得るけども、この場合は、農業を高齢でもうやめたいからということで返すのに、別の土地を少しでも貰えんかというようなことについては、それに対する補償っていうものは、何らかのご苦労様でしたはあるかもしれんけど、そういうことについて農業委員会でああだこうだいうことはちょっと言えませんということで、間に入って云々ということではできんので、相手の方とそのへんはじっくり話してみられたらどうでしょうかという回答にさせていただきました。農業委員としてこれに対する対応とか、間に入ってとかいうことはできないので、お互いが、貸し借りされた当人同士で話をしてもらえたらというようなことで回答して帰っていただきました。以上でございます。

議長 ご苦労様でした。

(5) 議 事

議長 それでは、今日の議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案について説明させていただきます。議案資料をご覧ください。

まず、議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページ、3ページのとおり、合計7件13筆の所有権移転の申請が出ております。いずれも許可要件をみたしているものと考えます。

続きまして、議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案5ページのとおり1件の申請が出ております。こちらは第3種農地での太陽光発電施設の設置ということで、原則許可という案件でございます。現地は通常であれば1種農地になるような場所でございますけれども、インターチェンジから300m以内は第3種農地という基準がありますので、第3種農地に該当しております。

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について。7ページのとおり3件の申請が出ております。1番につきましては、用途地域の第1種住居地域に指定されておりますので第3種農地。2番につきましても、第1種中高

層住居専用地域で第3種農地。いずれも太陽光の設置で原則許可でございます。3番の〇〇〇さんの一時転用については、もう少し取扱いについて協議が必要ということですので、今回は審議しないこととさせていただきます。後程、少し詳しく説明させていただきたいと思っております。

続いて、議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。9ページ、10ページのとおり6件の非農地証明の申請が出ております。番号1につきましては用途地域ですので農振区域外。その他は農振除外地でございます。いずれも20年以上非農地状態となっているものでございます。番号5番の〇〇〇の案件につきましては、違反転用だということで指導を続けていた案件でございます。

議案第77号 農用地利用集積計画の決定については、13ページから50ページまでのとおり109件の利用権設定の申出、それから、51ページのとおり1件の所有権移転の申出が出ております。

それから、議案第78号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてということで、60ページのとおり1件出ております。こちらについては事前に担当の吉村委員と私で現地を確認させていただいております。

続いて、議案第79号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。62ページ、63ページのとおり1件の申請が出ております。

続きまして、議案第80号 農用地利用配分計画について。66ページのとおり3件の協議が上がっております。

最後に、議案第81号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてということで、73、74ページのとおり提案をさせていただきます。これにつきましては、このような一覧表が付いている資料を別紙で、本日お配りさせていただいていると思っております。こちらも併せて後程説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、只今から議事に入ります。議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、河本委員。

10番 ちょっとお尋ねしますが、番号4、5の受け人が〇〇〇〇さんとなっておりますが、〇〇〇〇さんは80代中盤以降ぐらいの年齢で、過去も農作業をやらせるとはあまり見受けられなかったわけですし、また、この土地が現在どういう状態なのか。誰か借りて耕作されておるのか。それと、今後、〇〇〇〇さんに所有権が移転した場合はどうなるのか。〇〇〇〇さんは現在一人暮らしで高齢ということもあって、すぐまた所有権が変わるような状態にならへんかと。そうすると非常に荒廃農地っちゃうか遊休農地になる確率が非常に高いんじゃないかと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

議長 只今の件について、事務局。

事務局 現在の状況ですけど、水稻作付跡、稲刈り後の株がある状況ですので、どなたかが管理されてるのは間違いないんですが、貸し借りの設定はされてない農地です。それから、高齢であることについてでございますが、こちらは〇〇さんの次男さんが帰ってこられて同居されて農業されるということで今回、名義は〇〇さんですけど、取得されるということで伺っております。以上です。

議 長 以上、説明のとおりですが、よろしいですか。

10番 はい。

議 長 その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、議案第73号について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認いたします。

議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時より、当番委員であります室山委員、影山推進委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して影山推進委員より報告をお願いいたします。

影山推進委員 影山です。さっきの6名で午前中、回ってきました。これにつきましては、そこの備考に書いてある、インターチェンジから300m以内の土地ということで問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 只今、報告がありましたように、問題なしということでございますので皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きます。議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましても本日午前10時より、先程の当番委員とその他3名、6名で現地の調査に行っておりますので、同じく影山委員より報告をお願いいたします。

影山推進委員 発表します。1番、2番、いずれも該当地、問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 只今、報告のとおりでございます。問題なしということでございます。それでは皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたしました。

議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きます。議案第76号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。この件につきましても調査に行っておりますので代表して影山委員より報告をお願いします。

影山推進委員 それでは一括して、1番から6番の該当地、いずれもそこに記載してあるとおりでございます。問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 只今、報告があったとおりでございます。質疑を求めます。ありませんか。11番、鐵本委員。

11番 11番。3番目の面積が2,727㎡ということですがけれども、周囲の状況等も問題ないでしょうか。問題ないってことでしたけれども、面積が3,000㎡近くあるので。

議長 じゃあ、私から。周りが山林になっておまして、そんなの続きなもので、山林にしても周りには影響ないということで問題なしとしたところでございます。

11番 わかりました。

議長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。承認といたします。

議案第77号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、11ページ。議案第77号 農用地利用集積計画の決定について説明いたしますが、これに関しては全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 ありがとうございます。それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。15ページ番号6番から8番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議していただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、よろしくをお願いいたします。

(議長 交代)

9 番 それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9 番 それでは、山脇委員が退席しましたので、15ページの番号6番から8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 15ページ番号6番でございます。土地の所在は〇〇の3筆6,709㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他15ページ番号8番まで、合計いたしまして8筆10,555㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

9 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

9 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代いたします。

(議長 交代)

議長 それでは、続いて審議を行います。続きまして、16 ページ番号9 番から17 ページ番号13 番までは17 番 原田委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは、事務局、説明してください。

事務局 16 ページ番号9 番でございます。土地の所在は〇〇の2 筆3,620 m²の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他17 ページ番号13 番まで、合計いたしまして14 筆20,527 m²の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、原田委員に対しての説明がございました。質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。それでは続きまして、17ページ番号14番の〇〇〇〇〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 事務局、説明してください。

事務局 17ページ番号14番でございます。〇〇〇3筆、〇〇〇3筆の合計6筆11,481㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、藤井委員の案件につきまして説明がございました。質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認といたします。藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、全員賛成ということでございますので、異議なしということで承認といたしましたので報告いたします。続きまして、46ページ番号98番、99番は西谷昭良推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

議 長 事務局。

事務局 46ページ番号98番でございます。〇〇の1筆2,714㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます、次の99番と合わせまして、合計2筆4,022㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今説明がございました西谷委員の件でございますが、ご質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということでございます。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ。只今の案件につきましては、異議なしということで承認されました。報告いたします。以上で該当する委員の案件につきましては審議が終わりましたので、引き続いて、その他の案件について審議を行います。事務局、説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表。田、畑、樹園地の合計は394,131.97㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては13ページから50ページ記載のとおりでございます。

51ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者：○○○○○○○○。所有権の移転をする者：○○○ ○○○。移転する土地につきましては記載のとおり○○○の2筆でございます。1,838㎡で35万円でございます。10aあたりにしますと190,424円になります。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては52ページから57ページ記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては58ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして皆様の質疑を求めます。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということでございます。

議 長 続きます。議案第78号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。事務局、説明してください。

事務局 それでは、議案の60ページをご覧いただきたいと思います。相続税の納税猶予に関する適格者証明願でございます。番号1。相続人：〇〇〇 〇〇〇〇。被相続人：〇〇〇 〇〇〇でございます。平成〇〇年に〇さんが亡くなられて相続が発生しております。対象農地につきましては、〇〇〇の田、現況畑137㎡他3筆、合計1,333.61㎡でございます。相続税の納税猶予につきましては要件がございまして、備考の欄に書いておりますが、まず、被相続人につきましては生前において農業を営んでおられた方であるということでございます。相続人さんにつきましては相続後、農地を引き続き営農されると認められるということが条件でございます。最後に、現地につきましては、適正に管理された農地であるかということでございますが、冒頭に申しましたように3月1日に吉村委員と私で現地確認をしまして、管理がされた農地であるということを確認しております。以上のことから、納税猶予につきまして適格であるということをご提案させていただくものでございます。よろしくお願ひします。

議 長 只今の案件について質疑がございましたら。はい、11番 鐵本委員。

11番 わかる範囲でいいんですけど、とんでもない程の面積を相続したのではないのに、これを含めて全体でそういう考えなんですか。農地だけじゃなくて。わずか1,000何百で猶予って。だいたい私はもっと大きな面積のものを相続することがあり得るけど、その家の事情でそれまではって言いなるならいいですけど、どんなもんでしょうか。

事務局 こちらの農地につきましては、この4筆の農地で、相続税として311万円の相続税がかかっております。全体として財務省が抵当権を設定するんですけども、利子も含めて500万以上の抵当が入っておりますので、なかなか大変な金額になると思います。それで、この納税猶予の制度がございまして、その500万なりの金額が払えないために土地を売って農業をやめられてしまうことがないようにということで、こういう制度があるものでございます。以上です。

11番 はい。いいです。

議 長 〇〇〇、〇〇〇なんかは単価が高いもんですから、わずか1反でも何百万もくるわけ。田舎の方の何千円とは違いますね。それで、あの周りにはものすごい単価が高いもんで。たぶんこの辺の、皆さんの農業地帯ではそんな単価は出んと思います。そういうことで、よろしいですか。

(はいの声)

議 長 　　　　　　では、只今の件につきまして、異議のない方の挙手をお願いいたします。

　　　　　　　　　　(賛成者 挙手)

議 長 　　　　　　ありがとうございます。

議案第79号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 　　　　　　続きまして、議案第79号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございます。この件につきましても先の現地調査に行っておりますので、影山推進委員より報告をお願いします。

影山推進委員 　　該当地、午前中、行ってまいりました。この一番上の土地はちょっと離れたところの土地で、これには草とゴズボとそれから木が生えておりました。一番荒れておりました。それから、その他の土地についてもゴズボ、それから背の高いセイタカアワダチかわかりませんが草が枯れておりましたけれども、複数年耕作されていない土地というようなことで、一応協議しましたら3回以上の耕耘作業と下刈り、あるいは焼却作業が必要ということから、1反あたり3万円と判断いたしました。以上です。

議 長 　　　　　　補足しておきますと、図面の一番上の水田、行ってみたら、山林と間違えるぐらい松がたくさん生えておりました、松と雑木とそれからカヤと。これが果たして田んぼにできるだろうかと全員が話したんですけども、本人がユンボ持ってやる気で、先月出したところがもうユンボのはさみを付けてゴズボを引きずったりしてやっておられましたんで、たぶん、その人が同じ人ですから、やれるんじゃないかなということで最高の3万円を設定したということでございます。今の件につきまして、何か皆さんでご質疑ありますか。

　　　　　　　　　　(なしの声)

議 長 　　　　　　ないようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。

　　　　　　　　　　(賛成者 挙手)

議 長 　　　　　　ありがとうございます。承認といたします。

議案第80号 農用地利用配分計画について

議 長 　　　　　　続きまして、議案第80号 農用地利用配分計画について説明をいたします。この件につきましては、該当委員がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。66ページ番号2番は13番 數馬委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

　　　　　　　　　　(數馬委員 退席)

議 長 それでは、數馬委員が退席しましたので、事務局の説明をお願いします。

事務局 利用配分計画案について、ご説明いたします。66ページ番号2番でございます。権利の設定を受ける者：〇〇〇。権利を設定する農用地は〇〇の3筆5,830㎡でございます。設定する権利等につきましては以下記載のとおりでございます。以上、配分計画案が、倉吉市長から協議がありましたので本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 只今の件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認といたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。それでは、その他の案件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 66ページでございます。利用配分計画各筆明細については1番、3番、記載のとおりでございます。合計いたしまして10筆12,762㎡の配分計画案でございます。設定する権利等は以下記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては68ページから71ページ記載のとおりでございます。以上、配分計画案について意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 只今の件につきまして、皆さんで何かございませんか。はい、11番 鐵本委員。

11番 68ページです。それぞれ自作地があって借入地があって、権利取得後は13,975㎡。これは、所有地と借入地と足して、それから今ある、例えば〇〇さんですけど、今度設定するものを足して、この権利取得後の面積になっているということなんですか。

農林課 はい。そのとおりです。

議 長 よろしいですか。そのとおりだということでございます。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、全体につきまして皆さんの挙手を求めます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは承認いたします。

議案第81号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議 長 続きまして、議案第81号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてお諮りいたします。事務局、説明してください。

事務局 議案第81号について説明させていただきます。資料の73ページ、74ページでございます。最初に申しましたけれども、面積要件についてのホッチキス留めの資料と、もう一つ別添資料ということで一枚物の下限面積についてという資料がありますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。農業委員会が毎年、下限面積、いわゆる別段の面積ですね。50aが下限面積の法定ですが、それ以下、別段の面積の設定または修正の必要について審議することとなっております。実は今年度は平成29年度末から見直しをさせていただきまして、最終的に30年9月1日で告示をして、現在の引き下げた下限面積に、別段面積にさせていただいておりますので、変更なしの方向で提案をさせていただいております。別添資料の下限面積についてというほうで詳しくは説明しておりますが、まず、別段の面積につきましては引き下げの方法が2つあるということ、30年度6月の委員会でも説明させていただいたと思います。裏面です。農地法施行規則第17条で、第1項では、設定しようとする面積以下の農家が概ね100分の40を下らないように算定するというところがございます。こちらについての検討資料が議案の73ページでございます。真ん中あたりに現行下限面積というのが書いてありまして、これが現在の別段の面積でございます。引き下げた後の面積でございます。17条1項の検討では、これが100分の40、つまり4割を下回らないように、この下限面積以下の戸数が4割を下回らないようにということで、検討しないといけないということでございます。現行下限面積の列の隣に農家数に対して4割の戸数。それから、その右側に実際の下限面積以下の戸数が書いてありまして、さらにその右側、パーセントで下限面積以下の割合が書いてあります。ここが40%を下回ってはいけないというのが第1項の規定でございます。この規定ですと多くのところが40%を下回っておりますので、1項ではこういう設定はできないということでございます。それで昨年度から協議していただきまして、74ページのほうの、第17条第2項のほうで引き下げをさせていただいております。こちらは下限面積以下の戸数ではなくて、その地区に適正な利用を図る農地が相当程度あるということがポイントになります。いくつかの集落でまとめさせていただいているのはその関係で、それぞれの地区で遊休農地があるということが

必要ですので、そのように分けさせていただいているものでございます。右から3列目からです。遊休農地の面積、それから割合ということが書いてあります。ここで、それぞれ適正な利用を図る農地が相当程度存在するということで見えております。その他には、この下限面積を引き下げることによって支障がないということが確認されないといけません、そのあたりは農業委員会で審議していただいているということで、支障がないものと判断しております。以上によりまして、74ページの資料を基にして、今回、変更なしということでご提案をさせていただくものであります。それと関連しまして、ホチキス留めの別冊の資料をご覧いただきたいと思います。まずその一覧表。これは今までと変わっていません一覧表ですけども、この裏面に31年2月15日の全国農業新聞の記事を掲載しております。今まさに審議していただいております下限面積の引き下げのことが載っております、全国的に引き下げる傾向であるということでございます。記事は後で読んでいただければと思いますが、特に、空き家と農地をセットで取得する場合に、1aということによく言われますが、下限面積を1aに引き下げるといふ事例が増えているという記事でございます。倉吉市においても昨年議会でも質問が出ましたように、農地付きの空き家も需要があるのではないかとということで、もっとPRするよとということでありまして、農業委員会と空き家バンクの担当の地域づくり支援課でも協議させていただきまして、今の17条2項を使いまして、空き家とセットで農地を取得される場合には下限面積を1aに引き下げるといふ方向で、総務委員会でも了解をいただいております。それで、その資料の次のページからは、県内で先駆けてこの制度を設定しております日南町さんのチラシ。それから、次のページは流れのフロー図です。それから、ホームページの状況などを記載しております。申出につきましては、まず、地域づくり支援課の空き家バンク、売りたい空き家を登録されるときに、農地も一緒に売りたいというお話があった時には、農業委員会宛てに下限面積を下げたいという申し出をしていただくようにしております。その申出について今回のように審議していただいで告示をするという流れになります。資料で実際の日南町さんの告示の写しを付けております。このような形でその筆ごとに1aを設定するものでございます。これはあくまで空き家とセットで購入される場合に限るといふこととでございます。倉吉市としましても次のページのような様式で、空き家バンクに登録の際に希望される方には登録していただくよう話をしております。これにつきましては4月1日からこのような対応ができるように準備を進めておりまして、市報の4月1日号でもこれに関連する記事を掲載していただくようになっておりますので、今後、このような相談が出てくることもあるかと思っておりますのでご説明をさせていただきますので、是非、相談がありましたら、このような対応もあるといふことで知っておいていただけたらと思っております。以上です。

議 長

只今、説明がございました。議案第81号でございます。前からこういう声が出ておりまして、都会からこっちに家を買って来たいという方が、農地が付いて買って買えんがなという、いろいろ話があったもんで、こういうことにすれば空き家対策、そして荒廃農地もなくなるんじゃないかという話はあったわけ

でございます、今の下限面積がなかなか買えないということがあったものですから、こういう方に限り下限面積を1 a、1 畝にすればいいじゃないのという話もございまして、今後これを大々的にコマーシャルしていったらどうかなということでございますので、皆さんのほうでも声がありましたら大きな声でコマーシャル、宣伝していただければと思います。かれこれあちこちから聞いております。空き家はあっても農地が付いてって買い手がなないやっつてのもありますので、実は今日行ったところも、〇〇〇かいな。あの家ももう要らないということで売ってしまうちゃんなことあって、ええ家なんですよ。田んぼも処分してくれ。家は壊して投げちゃうと。もったいないなど。その周りに田んぼも結構あるんです。もったいないなあって見たんですけど、そういうことがまだ浸透しとらん関係で、残念ながらそういう事態にはなっちゃうんですけど、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。この案件につきましてはご異議ございせんか。

(なしの声)

議 長

異議なしということで、この件につきましては承認いたします。

それでは、以上で議事は終結といたします。先の議案の、今日、提出しないという説明をしてください。

事務局

農地法5条の分の、本日審議をしないということをお報告させていただいた、資料におきますと7ページ番号3の案件について少しご説明させていただきます。現地調査票の地図に位置を示させていただいておりますが、現地は〇〇〇さんが〇〇の採石場から土砂を運び出されるときに車両が通られる道路でございます。こちらが割と狭い道路でして、地元の住民の方から、ダンプが通る時にすれ違いができないということで、すれ違いができる待避所をなんとか作っていただけないかということで〇〇〇さんにお願ひがありまして、議案を見ていただくとわかりますが、使用貸借ということで、タダで土地を貸すので待避所を作っていただけないかと、数年前から相談が出ている案件でございます。数年前からと申しましたのは、ここが農振農用地、いわゆる農用地区域内農地で原則転用ができない土地でございます、通常ですとそういう場合、農振除外して転用ということになるんですが、転用する場合、除外した場合、第1種農地での待避所の設置というのが認められないと県から言われておりました、それで対応をずっと協議してきていたんですが、昨年ですか、1年ぐらい前から、一時転用なら農用地から外さずに、農振除外をせずに一時転用なら許可できるということをお県から言われまして、じゃあそれで進もうということで、いよいよ申請が出てきたんですけども、いざ審議をしようと思ひましたところ、農用地区域内での一時転用ですので、鳥取県農業会議の常設審議会での意見聴取事案になるんですが、農業会議とも相談しましたら、一時転用は基本的に復旧も含めて3年以内なんですが、〇〇さんの計画では3年以内に終わるようなものではないということで、そういったところが説明がとてもできないということで、農業会議からは逆に農振除外をしてちゃんと永久的に転用をするべき

だということで返されてしまいまして、県と農業会議とで話をしてもらいますが、県は一時転用じゃないと認められない。農業会議は一時転用では無理だということで、扱いがまだ固まりませんで、保留にさせていただきました。で、一時転用になりますと、最初に申しましたように、3年以内で1回復旧するということが必要となりますし、当然、申請段階で3年以内に終わるという事業計画じゃないといけないということでございます。県は更新すればいいという考え方でおられますけども、通常、営農型太陽光以外では、一時転用の更新というのは基本的にはないものでありまして、そういう意味で私ども事務局も農業会議も一時転用ってというのは難しいんじゃないかというところで、今、県と話をしているところであります。こういう事例もありますので、一応、ご紹介させていただきます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

(6) その他

議 長 それでは、(6) その他の項の(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について、報告をお願いします。

事務局 それでは、別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書。資料の2ページでございます。〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんが〇〇〇の〇〇小学校の上の田んぼに農業用倉庫を建てられるという2 a未満の届出でございます。

続いて、(2) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についても説明させていただきます。資料の3ページからでございます。①は県の河川砂防課の一時転用でございます。〇〇でございます。4ページ②は、こちらも県の河川砂防課の一時転用で、〇と〇〇〇でございます。5ページ③は、同じく河川砂防課で、〇の一時転用でございます。6ページ④は県の維持管理課。こちらにつきましては平成30年10月25日に届出されたものの工期延期でございます。2月末までだったものを7月31日まで引き続き使用するということでございます。それから、今日配らせてもらっております、追加と書いてある資料でございます。資料を作成しましてから2件追加が出てきておりますのでご覧ください。追加の資料で⑤。倉吉市の農林課の工事でございます。農林課の工事の資材置場として大宮のほうを使うというものでございます。裏面⑥です。これも倉吉市の工事。建設課の工事で〇〇〇、〇〇の農地を一時転用するものでございます。以上でございます。

議 長 続きまして、(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせんの申出が出ております。3件ありますが、2番目が取り下げになりました。7ページでございます。①、相談者は〇〇〇〇さん。〇〇〇の方でございます。4筆の水田の賃貸借のあっせんの申出がでております。8ページ

は先ほど言いましたように、相談者から取り下げで、相手方が決まったということでございました。9ページ③でございます。〇〇の〇〇〇〇さんからの賃貸借のあっせんの申出でございます。以前、〇〇〇〇〇〇〇〇が隣接農地とあわせて作っていたようですが、更新の時期で、更新しないということであったようでして、あっせんの申出が出ております。以上、2件のあっせん委員の選任をお願いします。

議 長 それでは、あっせん委員の選任。まず最初に〇〇についてでございますが、〇〇の委員さん。

9 番 はい。

議 長 〇〇の〇〇〇ですので、一番近い藤井さん。1人でいいですか。

9 番 はい、いいです。

議 長 じゃあ藤井さん、お願いします。次は、〇〇の関係は、地元の農業委員の河本さん。

10番 いいですよ。先程、石賀さんから話がありましたように、ここ3筆、〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作しとって、4月で返却すると坂根さんのところには申し入れがあったんですけど、あとの2筆も〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇確認したら、ここも耕作しませんということで、この3つを同時にあっせんしたいと思います。それで、この場所は〇〇〇〇改良区の区域内ですので、〇〇〇〇の理事長の小谷俊一さんと、2人であっせんを行いたいと思います。以上です。

議 長 なら、小谷委員さん、よろしいですか。

小谷俊一推進委員 はい。

議 長 じゃあ2人でお願いします。これ、地図で田になっとるのは畑の間違いですので。

事務局 失礼しました。

議 長 続きまして、(4) 農地等あっせん活動の状況の報告についてお願いします。①。

事務局 徳田委員が欠席でございますので、聞いております。①の〇〇の売買でありましたけれども、買い手が決まったようです。

議 長 ②、福井委員。

これからも活動をしていきたいと思っております。以上です。

議 長 それでは、⑦、影山委員。

影山推進委員 現在、近郊の2名の方に情報を提供してお願いしております。ただ、この2件が県道を挟んで両面に小さい面積の田んぼ。道路から相当下がって段差があるというようなことから、条件面でやや不利ということもちっとあって、現在、検討はしていただいておりますけれども、苦慮しておられまして、最終的に詰めができておりませんが、引き続き交渉を続けていきたいと思っております。もし、最悪の場合には、荒れないようには管理は本人も意思がありまして、していかざるを得んだろうなという確約はいただいております。以上です。

議 長 ありがとうございました。(7) その他。

事務局 私から3点ほど。まず、先月の農業委員会でもお話ししましたけども、農地利用最適化交付金事業について。記載例ということで、テーブルの上を書いております日報の記載例を付けております。今日のあっせんの3番目の分を例に書かせてもらったんですけど、まず、1回の活動あたり報酬を加算するというので、今月の議会で、まだ承認になっておりませんが、条例改正をする予定でありまして、要綱を定めまして、今のところ考えておるのが、1活動あたり日額5千円の報酬をお支払いするというので、払い方等につきましては年度末になるのではないかなとは思っておりますが、また決まり次第連絡させていただきたいと思っております。今日もあっせんが2件、あっせん委員を決めていただいたんですけど、申し訳ないですけど、やっぱり、要綱上、執行上、4月1日以降になりますので、3月に一所懸命活動していただくのは大変なことですけど、活動の対象になるのは4月1日以降ということ。出し手と受け手とそれぞれ、出し手さんのほう、所有者さんのほうに聞き取りをする。そういう活動も一つですし、それから、受け手さん、担い手さんになるんですけど、これ、担い手というのは基本的に認定農業者とか市の認定を受けると認定新規就農者に限られるということが要綱上あるようですので、そうじゃない農家の方は受けていただくのはありがたいですけど、交付金の対象にはならないということ。です。です。2回活動されれば5千円の2倍。1日に全部しちゃわれれば1日分しか出ないので5千円ですけど、2日にとということもあります。で、活動の時間とか特に決まりはないんですけど、やっぱり1時間ぐらいは活動してもらわんとなかなか補助事業上、会計検査でもなかなか説明が難しいかと思うので、概ね1時間の活動をしていただいたものを対象にしたいと思っております。で、お願いしたいと思っております。で、どういう活動をしたか、活動内容を書く欄がありますので書いていただくということで、何月何日何時から何時まで何処何処の現場でどなたと話をされたかということ、1枚の日報に1日分の活動を書いていただければと思っております。2日間にわたれば2枚。で、これは必ずしもあっせんが実ることばかりではないですけど、認定農業者に頼みに行くと1時間活動されて、でもあっせんには結びつかないというのも活動の1つには

なるので、予算にも上限がありますので、毎月の農業委員会であっせんの報告をしていただくとお思いますので、それが1つの、それを根拠にということだと思っておりますので、毎月、例えば4月の活動については月末にいただいて、次の農業委員会で報告させてもらったものを交付金の対象にするかなというイメージを持っております。活動日誌については会計検査等で必ず根拠として見られるものですので、署名、判までいるかどうかなどは思っておるんですけど、しっかりしたものを書いていただきたいと、場合によっては皆さんで見ていただくっていうのも一つの方法かなと思っておりますので、毎月の報告で配らせてもらってもいいかなぐらいのイメージではおりますので、必ず活動日誌を書いていただきますよう。来月の農業委員会ではファイルと一緒にお配りしたいと思っております。事業の詳細についてはまた再度来月説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それと、もう2点ですけども、全国農業新聞購読推進活動表彰について。購読者確保全国1位ということで、山協会長が117部ということで全国1位になりました。非常に名誉なことでございます。ご報告させていただきます。

それともう1つですけども、市議選のときもお配りしましたけども、農業委員、最適化推進委員は選挙運動が制限されるかどうかということで、Q&Aというか、県議選が始まりまして、それぞれの立場もあると思ひますが、農業委員、推進委員は特別職の公務員でございますので、その地位を利用した選挙運動は禁止されておりますので、注意していただきますようお願いいたします。ということでお配りしております。私からは以上でございます。

議 長

今ちょっとありました、選挙運動でございますが、昨年の〇〇の町長選挙で〇〇の農業委員会の会長が後援会長として籍を置いて頑張りましたが、あくまでも農業委員会会長、農業委員ということはなしで、個人的な、個人の名前でするのは違反にならないということございまして、皆さんも何かの後援会とか会合に出られるときには肩書は取って、自分の名前だけで出ただけであれば問題はないと聞いておりますので、あくまでも、農業委員の誰々ですということは言っては駄目ですので、文書に書いてもいけませんので、そこは気を付けてください。以上です。

9 番

質問があるんですけど。良いでしょうか。

議 長

はい、どうぞ。

9 番

9番 藤井ですけど。先月の遊休農地の認定申請が出ていましたところ。却下になったんですけども、〇〇の〇〇さんが借りたっていう1町何反の分があったんですけど、ちょっと農林課さんにお尋ねしたいんですけども、結構、牧草地で借りとられるわけです。〇〇さんが。で、質問をいっぱい受けるです。あそこは借れとんなるけども、補助金が出てますかっていう。

今の状況を見ると、すごいゴズボだらけです。で、ものすごい、畦に山ほど出しとんなるです。どーっとゴズボの。そういう状況で補助金が、補助金って

いか転作奨励金とかそういうのが出とったですかっていうこと。それを聞きなる人が多いです。それと、畦刈りなんかでも全然しならんわけです。だいたい牛飼っとんなる人っていうのは、牧草植えとんなる人ってのは畦刈りしならんもんで、うちも隣を作っとるんですけど、1回も刈ってもらったことないです。先刈っちゃうけ刈りならんかしらんけど。そういうのんで皆が、せいぜい油賃は貰いたいとか、あんた農業委員しとんなるだら言っていなとか言いなるです。そこらへんのところを、今すぐ回答はできんと思ひますけども、いつごろまで牧草で転作の奨励金を払われたのか。

議 長 現地確認の時に作ってなかったら出いとらんはずだけどな。

9 番 出いとんならんだったら、貰っとんならんらしいですって言えばいいですけど。で、油代は貰いたいとか、日当は、草、100mを行って帰らもんなら結構な時間がかかるって言いなるですが。その日当代でも、もし転作奨励金を貰っとんならんだったら自分へも貰いたいわって言いなるです。転作奨励金とか払とられるだしたら、いつごろまで払とられたのか。もう雑草です。牧草じゃないです、はっきり言って。雑草です。っていうことで、お願いしたいと思ひます。

議 長 先月、見に行ったら、牧草を、いわゆるベラーにかけて梱包したまんま何個かまだ投げっぱなしだった。だから、その土地が中山間地の組合に入とるかどうか。まず1点。入って放棄しとれば、これは中山間の金は返さないけん。まず第1点がそれ。それから、その組合がもしあれば、1反あたり地主に何ぼ還元しとるか。今、法律で、2万1千円貰とるうちの1万1千円以上は返さないけんようになとるだけな。それをどうやとるかちゅことを中山間の担当者に聞いてください。それから、転作奨励金はあるたらの担当の係だけ、出しとるか出しとらんかを確認してください。早急に。

農林課 はい。

議 長 それで、やっぱり転作の場合は必ず現地確認。その現地確認に行った人が、牧草だか雑草かわからんような人が行ったって何にもならんはいや。前もうちんところであっただわ。ソルゴーの芽が出とるのに、草が生えとって種がまいてなかったって言うけ、それで見に行ったら生えとるのを見て農林課に文句言った。お前らどがな目しとるだい。牧草か雑草かわからんようなもんが確認したって意味ないがなって怒ったことがある。それと一緒に。だけ、農林課、中本くんちゃんと調べて事務局に報告して。間違ったことを報告したら堪えんけな。

その他。室山さん。

6 番 一昨日、藤井職務代理と山本委員と3人で、東京の砂防会館に行ってきました。女性の農業委員会活動推進シンポジウムで、講演会と農業者年金について

の説明とパネルディスカッションで事例報告があり、それを聞いてきました。講演会の中で、今は笑顔がスキルの一つだって言っておられましたので、100%に近い笑顔は口角を上げて歯を出して目を細めると100点に近い笑顔になるそうです。スキルアップのために笑顔の練習をしてみてください。あと、今回、県内で10人の農業委員の女性が行かれて、LINEの交換とかいろいろできて、今後の活動が円滑にできるようになると感じました。この交流が今回の研修で一番有意義だったことです。以上です。

議長 それで、倉吉以外の方も日帰りでしたか。

6番 日帰りでした。

9番 私も一言。室山さんと同じ方の講演の話ですけど、とにかく、農業は楽しいって言わないけんですって。厳しいとかえらいとか言わないで、笑顔を大切にしようとするのが、あなたの人生を変えって言われました。それと、「良いことがあるから笑顔」じゃない。「笑顔があるから良いことがある」ですって。だから、もう100%の笑顔で、穏やかな笑顔でいれば必ず良いことがあるそうです。笑顔で人生が変わるかもしれないって言われましたので、私も今後、笑顔で過ごそうかなと思っております。以上です。

議長 ありがとうございました。これから素晴らしい笑顔で農業委員会に出てください。皆さんで他に何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、以上で本日の農業委員会会議は終了といたします。

— 午後2時55分 閉会 —